



株式会社 新 日



U R L <https://www.shinnichi.co.jp> E-mail : shinnichi@shinnichi.co.jp

ISO27001:2013

インボイス制度 スタート

A colorful illustration featuring three autumn leaves and a smiling onion. The leaves include two yellow ginkgo leaves and two orange-red maple leaves. Below them is a red onion with a smiling face, rosy cheeks, and a small green sprout. The onion's base is covered in small black dots.



100年企業をめざして!
新日 新時代へ

 用地買収後の負担増
(税金・年金等)

となるため、土地売買等の対価としてお支払いする補償金の中で賄って頂くよう説明を行います。

よりその内容も異なることから踏み込んだ説明が出来ず、各市町村の税務課や農業委員会、年金事務所、土地改良区等に問い合わせをして頂くようお願いすることになります。 この税金や年金についての説明は、現役世代の健康状態に問題が無い権利者等の方であれば補償金が収入となるため、住民税や保険料が増額になること、現在との差額は個人により異なるため、詳しくは各担当窓口へご相談下さいとの説明を行なうことで、ある程度理解して頂けるか、多少のお小言があったにしても承知して頂くことがほとんどです。稀に実際の増税額が分からなければ契約に応じられないと主張される方もいらっしゃると思いますが、税金・保険料は各人の収入状況等が確定した後には計算されるため、負担増がどれだけになるかを事前に把握することは困難であり回答ができません。しかしながら、思いもよらない土地売買ではあったとしても確実に所得は増え、税金や保険料等の増額の負担も1年間の期限付き	非課税となるような世帯収入の少ない方は補償金を受け取ったことによる非課税世帯からの除外や、収入を得たことによる所得区分の変動に伴う保険料の増額（軽減率が引き下げられる）等が考えられます。特に介護保険施設の利用者は、食事や居住費等の利用者負担の限度額（日当り）が増額となり、その他無償で提供されていたサービス等が受けられない等の弊害が生じるものとが見えます。 公共用地への協力は所得税や不動産取得税に対する特例措置があることから一般の土地売買と比較すると確にお得感があるかもしれません。しかし、年金のみの受給者や介護保険の恩恵を受けている世帯にとつて所得区分の段階が上がってしまうようなギリギリの補償費が支払われる場合は、収入増というプラス面と税の負担増や各種保険料の増額等というマイナス面の問題が伏在していることにも意識を持ち、税金・年金の負担に対する説明を行なう必要があると考えます。
(K・Y)	

$$\begin{pmatrix} \mathbf{K} \\ \mathbf{Y} \end{pmatrix}$$


